

7. 資 料

資料-1 : 悪臭規制法に基づく規制地域指定図 (名護市)

資料-2 : 臭気指数及び臭気濃度、臭気強度データ

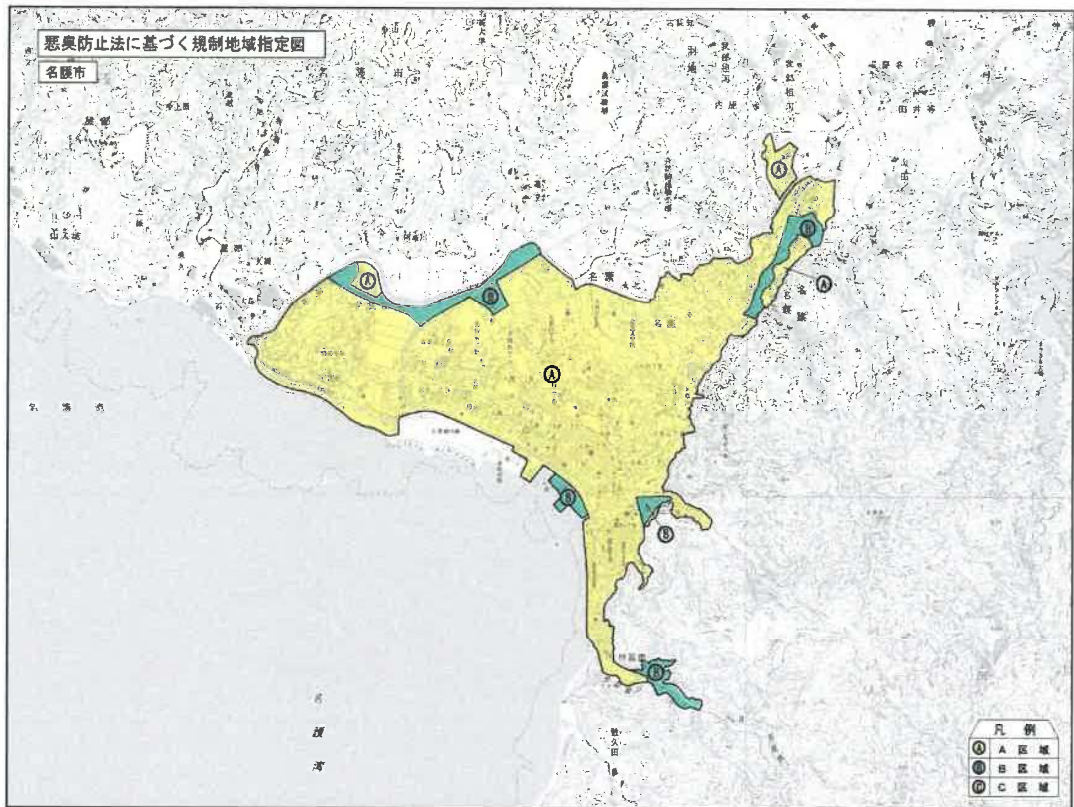
資料-3 : 写真集 (サンプリング状況及び測定状況)

資料-4 : 臭気判定士免状写し

資料-1 悪臭規制法に基づく規制地域指定図

貴施設は名護市字安和に位置しており、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条で定める「規制地域」に該当しない地域である。

下図に、名護市の規制地域指定図を示した。



資料-2 2-1臭気指数及び臭気濃度、臭気強度データ（敷地境界風上）

1.臭気指数及び臭気濃度

試料名： 敷地境界風上

原試料注入量		300		
希釈倍数		10(M)		
パ ネ ル	A	×	×	○
	B	×	○	○
	C	×	○	×
	D	○	○	×
	E	×	○	×
	F	×	×	○
正解(○)数		8		
不正解(×)数		10		

○:正解 1.00
×:不正解 0.00

$$Y = 10 \log M + 10(r1 - 0.58) / (r1 - r0)$$

Y:臭気指数

M:最初にテストを行った希釈倍数

r1:最初に行った希釈倍数での平均正解率

r0:2度目に行った希釈倍数(10倍)での平均正解率

$$r1 = \frac{1.00 \times 8 + 0.00 \times 10}{18}$$

$$= 0.44$$

臭気指数 Y= 10未満
臭気濃度 C= 10未満

2.臭気強度

		臭気強度	平均	臭気強度
パ ネ ル	A	1	0	0
	B	0		
	C	0		
	D	0		
	E	0		
	F	0		

※参考

6段階臭気強度	
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値)
2	何のにおいかわかる弱い臭い(認知閾値)
2.5	
3	楽に感知できる臭い
3.5	
4	強い臭い
5	強烈な臭い

敷地境界
線の規制
基準設定
の範囲

- 1.各測定結果の最大の値と最小の値をそれぞれひとつずつ除く
- 2.残りの判定値を平均する
- 3.残りの平均値の小数点以下の数値が
0.25以上0.75未満の場合はまるめて0.5とする
0.75以上0.25未満の場合はまるめて正数とする

資料一2 2-2臭気指数及び臭気濃度、臭気強度データ（敷地境界風下）

1.臭気指数及び臭気濃度

試料名： 敷地境界風下

原試料注入量		300		
希釈倍数		10(M)		
パ ネ ル	A	○	○	×
	B	○	○	×
	C	○	×	○
	D	○	×	×
	E	×	×	○
	F	○	○	×
正解(○)数		10		
不正解(×)数		8		

○:正解 1.00
×:不正解 0.00

$$Y = 10 \log M + 10(r_1 - 0.58) / (r_1 - r_0)$$

Y:臭気指数

M:最初にテストを行った希釈倍数

r1:最初に行った希釈倍数での平均正解率

r0:2度目に行った希釈倍数(10倍)での平均正解率

$$r_1 = \frac{1.00 \times 10 + 0.00 \times 8}{18} = 0.56$$

臭気指数 Y= 10未満
臭気濃度 C= 10未満

2.臭気強度

		臭気強度	平均	臭気強度
パ ネ ル	A	1	0.75	1
	B	1		
	C	0		
	D	1		
	E	1		
	F	0		

※参考

6段階臭気強度	
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値)
2	何のにおいかわかる弱い臭い(認知閾値)
2.5	
3	楽に感知できる臭い
3.5	
4	強い臭い
5	強烈な臭い

敷地境界
線の規制
基準設定
の範囲

- 1.各測定結果の最大の値と最小の値をそれぞれひとつずつ除く
- 2.残りの判定値を平均する
- 3.残りの平均値の小数点以下の数値が
0.25以上0.75未満の場合はまるめて0.5とする
0.75以上0.25未満の場合はまるめて正数とする

資料-3 写真集




第 4675 A 号

臭気判定士免状

本籍地 沖縄県
新垣 渚
昭和 53年11月30日 生

悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)の
規定により臭気判定士免状を交付する

平成29年2月22日

指定機関
公益社団法人におい・かおり環境協会
会 長 小 峯

有効期間 平成34年2月21日まで

備考	再交付詳細
----	-------

公益社団法人におい・かおり環境協会は悪臭防止法第3条第2項の
規定により環境大臣から指定された指定機関である
臭気判定士免状の交付を受けている者は悪臭防止法第2条に定める臭
気測定業務従事者である

国土印刷株式会社